

憲法施行
75周年



憲法9条は 平和を守る確かな力

5/3
憲法大集会



マンションから手を振る人も



3年ぶりの屋外集会

平和を愛する
私たちの努め

今年は憲法施行から75年。その間、一人も他国の人を殺さず、一人の戦死者も出していないのは、決して偶然ではありません。平和憲法が存在し、憲法を守り生かすという国民の世論と運動があるからです。

今、政府をはじめ改憲勢力は、ロシアのウクライナ侵略に乗じて、「憲法9条では平和を守れない」と改憲を煽っています。憲法を「改正」して、「核共有」や「敵基地攻撃能力」や「反撃能力の保有」を言いだす政治家や一部政党もあります。仮想の敵国をつくって「憲法を変えよ」「軍備拡張せよ」「核共有せよ」「反撃能力を持て」と盛んに主張します。

5月3日、憲法を守り生かそうと全国各地で集会が開かれました。首都圏では、東京・有明防災公園に1万5千人が集まり、埼教組からも30人以上の仲間が集まりました。「日

本が直面する最大の危険は、米軍が軍事行動を始めたら集団的自衛権を発動して、自衛隊が米軍と一体となって『敵基地攻撃』で攻め込むことです」と発言者が訴えていました。政治の最大の役割は戦争をさせないことであり、政府は平和的外交に尽力し、隣国と地域を戦争とは無縁の平和の共同体にすることです。改憲勢力の策動は、参院選挙できつぱりと審判下すのが、平和を愛する私たちの努めです。

第2218号

編集兼発行人
埼玉県教職員組合
情報宣伝部
さいたま市浦和区高砂
3-12-24教育会館内
電話048(824)2511
(一部 10円)
毎月15日発行

(組合員の購読料は組合費に含む)

▽埼教組へメール



▽埼教組HP



組合員を拡大！ ＜集まれば力＞

「新たな組織建設3か年計画」は、埼教組の組織と財政を安定化させるために、組合員みなで知恵を出し合ったものです。一昨年度に策定し、昨年度から始まりました。昨年度は、組合員拡大343名で、352名の現勢回復まであと一歩のところまでいきました。

2年目の今年度初日、4月1日に、4名の新採用者を迎え入れることができました。うち2名は、昨年度、青年部が実施した教員採用試験講座で加入した方々。他の2名も、臨採者のうちから加入されていました。

採用試験講座で加入し、残念ながら不合格になった方も3名、組合加入を継続されています。臨採の方は、不安定な職でありながらも、学校の中では本採用職員と何らかわらずに懸命に働いています。その上で、時間を

見つけて試験勉強もしているのです。モチベーションを保つことは、とてもたいへんなことです。臨採の皆さんの要求に寄り添い、仲間を増やしましょう。立場の弱い臨採の皆さんはまさに、「集まれば力」。今年度も、県内各地で教員採用試験

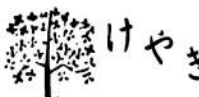
対策の学習会が行われます。ぜひ、多くの臨採者の皆さんに足を運んでいただき、仲間になつてもらいましょう。

昨年度の組織拡大を分析すると、組織拡大が進んだ要因は教員採用試験講座以外に、次の3点があげられます。①ハラスメ

ントや人事に関わる悩みからの加入、②学習会への参加に関わる加入、③拡大目標に対する年度末までのあくなき追及からの加入。ハラスメントに困っている方や実践・分掌に悩んでいる方など、困っている教職員に寄り添い、組合の姿をアピールしましょう。そして、果敢に仲間増やしをしていきましょう。

今年度、第1期加入促進月間は、4月から6月まで。埼教組定期大会までは、新採用者とは新規臨採者を中心対象者と考えます。さらに、その後の第3次集中期間（6月末まで）は、これまでの対象者、転任者などの本採用者にも対象を広げます。

埼玉組一丸となつてとりくみましょう。



『フィンランド人はなぜ午後4時に仕事が終わるのか』
(2020)

という本を読みました。いいなあと思うたのは、ゆとりを幸せたと感じている国の姿。湖畔や森を散歩できる時間を大切にしているし、身近にそういった自然があること。子どもたちは6月から8月半ばまで夏休み。宿題はほとんどなし！大人も1か月はしっかり休む。有休消化率は100%。残業もなく休みをしつかりとらなければいけない分、生産性の向上や業務の効率化が求められ、従来よりもその傾向が強いらしい。移り変わりの激しい時代に、創造性や革新性も求められる。それはそれで大変そう。でも、そのためにウェルビーイングの充実が必須なのです。コーヒー休憩も法律で決まっています。息抜きとコミュニケーションの場。最も羨ましいのが、年齢や性別に関係なく、学びたい人が学びたいときに学べる国。学びが大切にされる国。日本もそんな国にしたい。7月の参院選挙で政治を変えるのがその近道です。

(さ)

教育文化
研究所
コーナー

3月28日、さいたま市立大谷場中2年の3人の女生徒が細田教育長に「当事者である全ての子どもに条約を知ってほしい」と訴え、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つを市内全ての中学校の生徒手帳に載せることを求めました。

きっかけは学校に許可を得てタブレット端末による子どもの権利条約に関するアンケート結果

子どもの権利条約を生徒手帳に

果とのこと。条約を知っていましたが、質問に、回答した162人のうち「聞いたことがあり、内容まで知っている」は5人(3%)、「全く知らない」は109人(66%)。

彼女らは、コロナ禍で親の不安やストレスから子どもの虐待の制定に至ったとのこと。

今後「子どもの権利条約」の周知徹底や子どもの意見表明の場の確保や「子ども議会」など具体的な取り組みが期待されます。

しかし「子どもの権利条約の内容を知らない」教員が3割を超すという現実を直視しなければなりません。

(事務局長 山内芳衛)

全教共済 契約更新 新規募集 6月末まで

届いたパンフレット、契約更新書類で保険の見直しをしませんか

契約更新 現契約の変更、新規加入ができます

新規加入 パンフレットの加入申込書で申込を

参加人数気にせずお気軽に連絡ください

加入者もそうでない人も みんなOK

共済説明会の開催を

制度・掛金・給付内容
時間・説明内容は
ご希望に応じます

【埼教組共済会】048-824-2759
saikyouso@kyouiku-net.org

埼教組

掛け捨てじゃない共済
助け合いだからできる

総合共済
全教共済 結婚・出産などの人生の節目にお祝い給付

月々わずか
600円
毎月加入
できます

退職時には
掛金総額が給付されます!

定年延長
＜どうなるの、
定年引き上げ？＞

4/26 地公労交渉

4月26日、今年度第1回目の地公労交渉がありました。

今回の地公労交渉は、定年延長問題に係るものです。忙しい中、急な呼びかけにもかかわらず、たくさんの仲間が駆けつけてくれました。

「雇用と年金の確実な接続となる定年引き上げを求める緊急署名」も、115筆を提出しました。

当局の考える定年引き上げとは、ただ定年が延びるだけではありません。給与は7割、働き方は60歳前と変わらず。

55歳で昇給停止しているのに、60歳以降はさらに給与を下げる。

● 現行の再任用制度は、さらに低い割合(6割)で、住居手当や扶養手当もない。

● 制度上、定年延長が完成するまでの間、2年に1回大量退職

(間の年は非常に少ない退職者)のため、新規採用が抑制されることも危惧される。

など、問題点がたつぷり。75分間の交渉では、時間いっぱいまで意見が出されました。

当局の回答は、ひどいもの。特に給与が7割になる理由は「人事委員会がそう述べているから」という、幼稚な回答のみ。今回の交渉を経て、今後、単組交渉も交え、地公労交渉を続けることになりました。

定年延長の問題は、再任用の方や退職間近の方だけの問題ではありません。若い方にとっても生涯賃金や教育現場のモチベーションにも関わる重大なことです。

ぜひ、職場で緊急署名を集め、本部に送ってください。そして、今後の交渉にもたくさんのご参加をお願いします。

対象生年月日	年度／定年年齢											
	'21年度 (R3年度)	'22年度 (R4年度)	'23年度 (R5年度)	'24年度 (R6年度)	'25年度 (R7年度)	'26年度 (R8年度)	'27年度 (R9年度)	'28年度 (R10年度)	'29年度 (R11年度)	'30年度 (R12年度)	'31年度 (R13年度)	'32年度 (R14年度)
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳						
1961年度(昭和36年度) 1961年4月2日～1962年4月1日生	60歳 定年	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳						
	フルタイム再任用／短時間再任用											
1962年度(昭和37年度) ※60歳定年最終 1962年4月2日～1963年4月1日生	59歳	60歳 定年	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳					
	フルタイム再任用／短時間再任用											
1963年度(昭和38年度) 1963年4月2日～1964年4月1日生	58歳	→	60歳	61歳 定年	62歳	63歳	64歳	65歳				
			定年前短時間再任用	暫定再任用								
1964年度(昭和39年度) 1964年4月2日～1965年4月1日生	57歳	→	→	60歳	61歳	62歳 定年	63歳	64歳	65歳			
				定年前短時間再任用	暫定再任用							
1965年度(昭和40年度) 1965年4月2日～1966年4月1日生	56歳	→	→	→	60歳	61歳	62歳	63歳 定年	64歳	65歳		
					定年前短時間再任用	暫定再任用						
1966年度(昭和41年度) 1966年4月2日～1967年4月1日生	55歳	→	→	→	→	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳 定年	65歳	
						定年前短時間再任用	暫定再任用					
1967年度(昭和42年度)以降 1967年4月2日生～	54歳	→	→	→	→	→	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 定年
							定年前短時間再任用					

※暫定再任用：段階的引き上げ期間中は、定年から65歳までの経過措置として、現行と同様の制度(暫定再任用)が存置されます

職場で集めた署名を県教委に